

2016 年 3 月 9 日

インド企業結合規則における届出要件の改正

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

インド競争法における企業結合規制の詳細を定める企業結合規則(Competition Commission of India (Procedure in regard to the transaction of business relating to combinations) Regulations, 2011)に関連して、インド企業省(Ministry of Corporate Affairs)の告示が2016年3月4日付けで公表され、即日施行されました。企業結合規則は、競争当局が企業結合による競争への影響を審査するため、一定の規模の取引を行おうとする際に取引の当事者に競争当局への事前届出の義務を課しており、今回の改正では、届出すべき取引の要件について大幅な緩和がなされました。

1. インド企業結合規則における届出要件の改正

(1) 届出要件における金額基準の緩和

2002 年競争法(Competition Act, 2002)5条に規定される企業結合に該当する企業結合を行おうとする事業者等は、当該企業結合の詳細について、インド競争委員会(Competition Commission of India)に対して事前に届出をしなければなりません(同法6条2項)。インド国内の関連市場における競争に対して相当の悪影響を及ぼすか、またはそのおそれがある企業結合は禁止されており、インド競争委員会は、届出された企業結合について、かかる悪影響の有無を判断することになります。

かかる届出について、2002 年競争法は、企業結合取引の当事者の資産及び売上高に着目し、これらが一定の金額基準を超える取引について、届出を強制しています(同法5条)。2016年3月4日付け企業省告示により、この金額基準における金額が引き上げられました。これにより、インド競争委員会への届出が必要となる案件数は相当程度減少するものと思われます。改正前後の金額基準は以下のとおりです。

(改正前)

	インド国内 (億ルピー)		インド国内および国外 (億米ドル)	
	資産	売上高	資産	売上高
当事者基準	150	450	7.5(*)	22.5(**)
グループ基準	600	1800	30(*)	90(**)

(*)インド国内で 75 億ルピー以上

(**)インド国内で 225 億ルピー以上

(改正後)

	インド国内 (億ルピー)		全世界 (億米ドル)	
	資産	売上高	資産	売上高
当事者基準	200	600	10(*)	30(**)
グループ基準	800	2400	40(*)	120(**)

(*)インド国内で 100 億ルピー以上

(**)インド国内で 300 億ルピー以上

(2) 小規模取引に関する届出免除の延長及び免除要件の緩和

従前の規制においては、企業省告示により、支配、株式、議決権または資産が取得されようとしている事業者のうち、そのインド国内の資産が 25 億ルピー以下またはインド国内の売上高が 75 億ルピー以下の者については、同法第 5 条の適用から除外するとされていました。そのため、比較的小規模な事業者の取得についてはインド競争委員会への届出は免除されていました。

かかる企業省告示は効力が 2011 年 3 月 4 日からの 5 年間とされており、期限が近づいていたため、免除措置が継続されるかが注目されていましたが、2016 年 3 月 4 日付け告示により、このような小規模取引に関する届出免除の枠組みがさらに 5 年間維持されることが明らかにされました。また、同告示は、免除の判断基準となる資産、売上高の金額を引き上げ、資産については 35 億ルピー、売上高については 100 億ルピーとしました。すなわち、支配、株式、議決権または資産が取得されようとしている事業者のうち、そのインド国内の資産が 35 億ルピー以下またはインド国内の売上高が 100 億ルピー以下の者については、届出が免除されることとなりました。これにより、従来よりも、届出を免除される場合が多くなると考えられます。

(3) グループに関する定義

2002 年競争法 5 条 Explanation(b)は、グループの定義を、直接的または間接的に、(i)他方の事業者に対して 26%以上の議決権を行使する、(ii)他方の事業者の取締役会の構成員の過半数を選任する、または(iii)他方の事業者の経営を支配する地位にある2以上の事業者としています。但し、従前の規制においては、企業省告示により、50 パーセント未満の議決権を行使するものについては、2002 年インド競争法の企業結合の定義規定の適用はないとされていました。これにより、上記(1)のグループ基準において資産や売上高を考慮すべきグループの範囲が狭められていました。

かかる企業省告示も効力が 2011 年 3 月 4 日から 5 年間とされていたため、同様の取扱いが継続されるかが注目されていましたが、2016 年 3 月 4 日付け企業省告示においては、この取扱いをさらに 5 年間維持することとされました。

2. まとめ

上述の改正は、インドにおいて企業結合の届出をすべき場合を相当程度減少させるものであり、インドの会社の株式等を取得しようとする日系企業や投資家には歓迎すべき改正と言えます。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、ryo.kotoura@amt-law.com までご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins11.html>にてご覧いただけます。